

「(仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロードに関する環境影響評価方法書」を公表し、説明会を開催しました

環境影響評価法に基づいて、(仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロードの環境影響評価方法書(「方法書」※)を作成しました。

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をいただくため、以下のとおり公表し、説明会を開催しました。

知事意見等により、調査・予測評価の方法を決めました。今後、環境調査と準備書の検討に入ります。

縦覧場所

長野県環境部環境政策課、建設部都市・まちづくり課

長野県伊那建設事務所整備課

伊那市役所建設部建設課

駒ヶ根市役所建設部都市整備課

宮田村役場建設課

縦覧期間

平成28年5月30日(月)～平成28年6月29日(水)

8時30分～17時15分

意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からご意見のある方から、意見書が提出されました。

説明会

開催日時	開催場所
平成28年6月13日(月)19時～	宮田村役場 第4・5会議室
平成28年6月15日(水)19時～	宮田村 大久保地区高齢者支え合い拠点施設
平成28年6月16日(木)19時～	駒ヶ根市 やまびこ荘 2階会議室
平成28年6月17日(金)19時～	伊那市役所 多目的ホール

※「方法書」とは

これから行う環境アセスメントの方法の案を伝えるものです。

1. 対象事業の目的及び概要
2. 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
3. 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(仮称) 都市計画道路 伊駒アルプスロード

環境影響評価方法書

要約書

平成28年5月

長野県

— 目 次 —

第 1 章	都市計画対象道路事業の名称	1
第 2 章	都市計画決定権者の名称	2
2.1	都市計画決定権者の名称	2
2.2	事業者の名称	2
第 3 章	都市計画対象道路事業の目的及び内容	3
3.1	都市計画対象道路事業の目的	3
3.2	都市計画対象道路事業の内容	4
3.2.1	都市計画対象道路事業の種類	4
3.2.2	都市計画対象道路事業の位置	4
3.2.3	都市計画対象道路事業実施区域の位置	4
3.2.4	都市計画対象道路事業が通過する市村	7
3.2.5	都市計画対象道路事業の規模	7
3.2.6	都市計画対象道路事業の区間	7
3.2.7	都市計画対象道路事業に係る道路の車線数	7
3.2.8	都市計画対象道路事業に係る道路の区分	8
3.2.9	都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度	8
3.2.10	都市計画対象道路事業に係る道路構造の概要	8
3.3	その他の都市計画対象道路事業に関する事項	9
3.3.1	都市計画対象道路事業の経緯	9
3.3.2	計画段階環境配慮書以降方法書までの経緯	12
第 4 章	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況	15
4.1	自然的状況	16
4.2	社会的状況	18
第 5 章	計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果	21
第 6 章	配慮書に対する国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解	25
第 7 章	配慮書に対する意見と都市計画決定権者の見解	28
7.1	配慮書に対する一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解	28
7.2	配慮書に対する関係する行政機関の意見と都市計画決定権者の見解	30
第 8 章	第一種道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法	35
8.1	都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目	35
8.2	都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法	35

※本方法書の目次及び本文では、長野県報第 2778 号に記載されている「都市計画対象事業」は『都市計画対象道路事業』に、「都市計画対象事業が実施されるべき区域」は『都市計画対象道路事業実施区域』と示している。

本書に使用するこの地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 20 万分の 1 地整図及び 5 万分の 1 地形図を複製したものである。（承認番号 国地情複 第 1094 号）
なお、地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

第 1 章 都市計画対象道路事業の名称

(仮称) 都市計画道路 伊駒アルプスロード

第 2 章 都市計画決定権者の名称

2.1 都市計画決定権者の名称

都市計画決定権者の名称：長野県

代表者の氏名：長野県知事 阿部 守一

住 所：長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

2.2 事業者の名称

事業者の名称：長野県

代表者の氏名：長野県知事 阿部 守一

住 所：長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

第 3 章 都市計画対象道路事業の目的及び内容

3.1 都市計画対象道路事業の目的

国道 153 号は伊那谷の骨格を成すとともに、中央自動車道の代替路ともなる広域的な幹線道路であり、伊駒アルプスロードは、国道 153 号の伊南バイパスと伊那バイパスとを結ぶ道路である。

当該地域における国道 153 号は慢性的に混雑しており、自然災害や事故等による障害発生時には緊急輸送機能が確保されていない。また、中央自動車道の通行止め時には国道 153 号は渋滞が発生し、高速道路の代替道路としても機能していない状況である。

さらに、平成 39 年のリニア中央新幹線の開業にあわせて、リニアの整備効果を広く県内に波及させるため、当該区間の道路整備が求められている。

地域の現状の認識や要望では、「慢性的な交通渋滞が発生している」など渋滞の解消に関する意見^{※1※2※3}が多いほか、「リニア中央新幹線長野県駅へのアクセス道路として役割」、「中央自動車道の代替機能と、災害時の緊急輸送を確保する上で重要な路線」^{※2}、「平時でも交通容量が不足する国道 153 号及び広域農道では、中央道の通行止め時には迂回路として交通処理しきれない」^{※3}などがある。

こうした課題を解決する手段として、当該事業はPI（パブリック・インボルブメント）による第三者機関からの助言を踏まえ、①混雑の解消、②円滑で安全な交通の確保、③災害に強い道路網の構築を目的として実施するものである。

当該事業の目的を表 3.1-2 に示す。

※ 1 第 1 回住民アンケート（平成 24 年 1 月～2 月）

※ 2 一般国道 153 号改良期成同盟会

※ 3 国道 153 号伊駒アルプスロード検討委員会（第三者委員会）

表 3.1-2 都市計画対象道路事業の目的

①混雑の解消	②円滑で安全な交通の確保	③災害に強い道路網の構築
<ul style="list-style-type: none">交通容量の拡大、あるいは交通の分散を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none">伊那谷（伊南バイパスと伊那バイパス）を結ぶ主要幹線道路（伊駒アルプスロード）が必要である。救急車や消防車の早期到着が可能な交通網の構築が必要である。	<ul style="list-style-type: none">災害発生時において、緊急車両が確実に通行でき、道路が寸断されることのない幹線的な緊急輸送路が必要である。中央自動車道が通行止めの際、通行車両が迂回し、交通に支障をきたさない十分な幅の代替道路が必要である。

3.2 都市計画対象道路事業の内容

3.2.1 都市計画対象道路事業の種類

一般国道の改築

3.2.2 都市計画対象道路事業の位置

都市計画対象道路事業の位置、起終点を図 3.2.2 に示す。

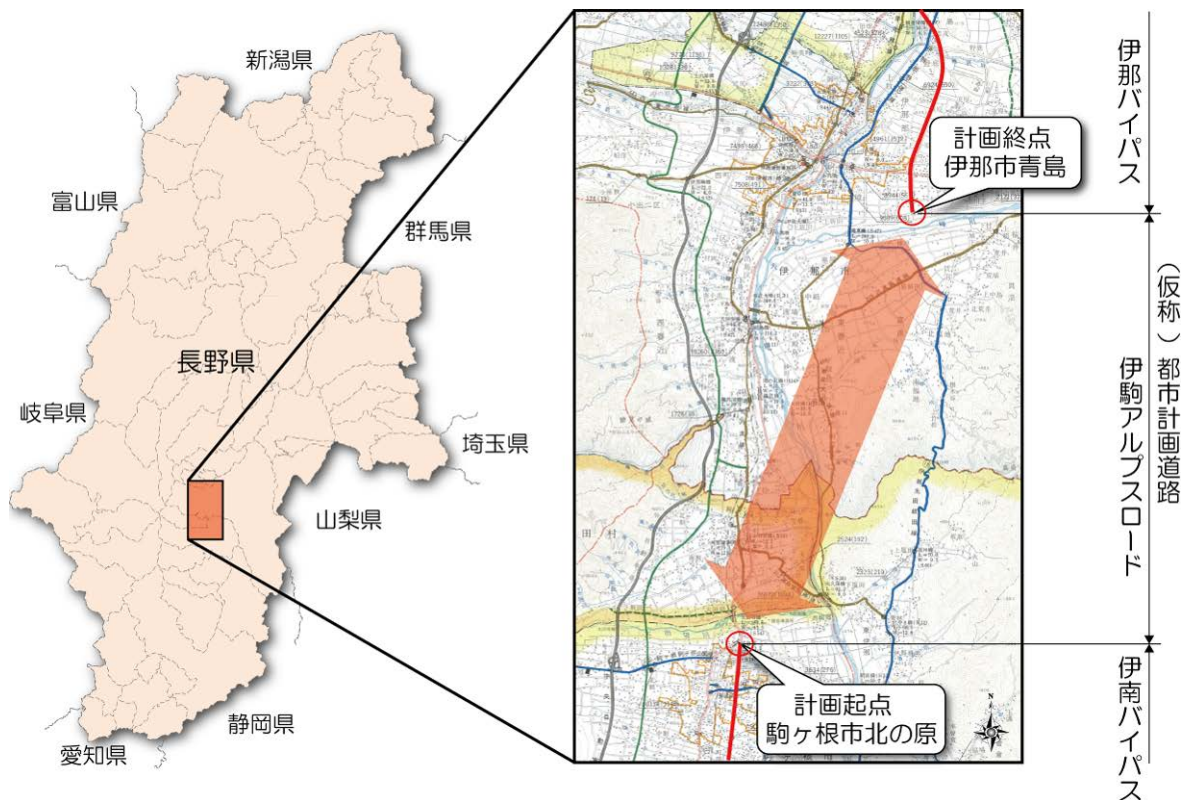


図 3.2.2 都市計画対象道路事業の位置

3.2.3 都市計画対象道路事業実施区域の位置

都市計画対象道路事業実施区域を図 3.2.3-1 (P5) に、都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲を図 3.2.3-2 (P6) に示す。

なお、都市計画対象道路事業実施区域とは、当該道路事業により土地の形状の変更あるいは工作物の設置が想定される概ねの範囲を示しており、工事施工ヤード及び工事用道路等の一次的な設置が想定される概ねの範囲も含んでいる。

図 3.2.3-1 都市計画対象道路事業
実施区域の位置

